

都市計画法第53条第1項の許可について

令和5年10月作成

1. 許可申請を必要とする場合

- ① 都市計画施設（都市計画道路、都市計画河川等）の区域内に、建築物を建築する場合
- ② 市街地開発事業（市街地再開発事業等）の施行区域内に、建築物を建築する場合

注1) ここでいう「建築物」および「建築」は、建築基準法でいう建築物および建築（行為）のことです。

注2) 政令で定める軽易な行為等（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造の建築物の改築又は移転）の場合は、許可申請は不要です。

注3) 敷地のみで都市計画施設がかかる場合は、許可申請は不要です。

注4) 蕨市内の区画整理事業は事業認可の告示がなされているので、53条許可は不要です。

2. 許可基準

当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるもの。

- (1) 階数が3以下であり、かつ、地階を有しないこと（ただし、中央第一地区地区計画の区域のうち、都市計画道路旭町丁張線及び蕨中央通り線の区域内については2以下）
- (2) 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること（鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造は不可）

3. 許可申請に必要な書類

以下の書類を正副**2部**提出して下さい。

1. 許可申請書
2. 委任状（代理人による申請の場合【委任者の押印必要】）
3. 配置図（1/500以上。実測による敷地内における建築物の位置を表示し、建築物と都市計画施設との位置関係が分かる図面）
4. 断面図（1/200以上。二面以上の建築物の断面図）
5. 位置図
6. 平面図（各階の間取りを記載したもの）
7. 面積表（敷地面積、建築面積、延床面積が記入されているもの。平面図等に記載されている場合は不要）
8. 基礎の状態が分かる図面（断面図等で分かる場合は不要）
9. 杭の状態が分かる図面（杭の種類、位置、長さが分かる図面）

4. その他

- ◆都市計画施設等の位置は、まちづくり課の窓口で確認して下さい。
- ◆許可書を受け取る際には、受け取る方の認印を持参して下さい。

都市計画法53条許可申請・お問い合わせ・ご相談は、...

蕨市 都市整備部 まちづくり課（TEL048-433-7714）まで